

寒川町パブリックコメント実績一覧

平成21年度

	提出意見数	人数	反映
災害時要援護者支援制度要綱(案)	45	11	3
第4次行政改革大綱(案)・同実施計画(案)	45	3	4
審議会等の会議の公開に関する規則(案)及びパブリックコメント手続に関する規則(案)	18	4	2
次世代育成支援対策行動計画後期(素案)	15	3	1
情報公開条例及び個人情報保護条例一部改正(案)	3	1	0
住民活動補償取扱要綱一部改正(案)	0	0	0
耐震改修促進計画(素案)	0	0	0
開発指導要綱一部改正(素案)	0	0	0
都市計画法第32条に基づく消防水利施設等に対する事前協議指導基準一部改正(素案)	0	0	0

平成22年度

	提出意見数	人数	反映
障がい者やさしいプラン素案(第2次寒川町障がい者計画)	12	3	0
第2次地域福祉計画素案	10	3	0
寒川町住宅リフォーム等建築工事推進助成事業(仮称)第3次さむかわ男女共同参画プラン(案)	4	4	4
公共下水道全体計画の整備区域の変更(案)	0	0	0
寒川町下水道中期ビジョン(案)	0	0	0

平成23年度

	提出意見数	人数	反映
高度地区(素案)	36	15	2
(仮)第2次寒川町環境基本計画(案)	25	4	3
寒川町総合計画「さむかわ2020プラン」後期基本計画(仮称)第5次寒川町行政改革大綱及び実施計画	12	3	2
第五次寒川町高齢者保健福祉計画(案)	12	3	0
第3期寒川町障がい福祉計画(案)	12	3	0
寒川町議会定例会の回数を定める条例の一部改正(案)及び寒川町議会通年議会実施要領(案)	11	3	0
「寒川町下水道中期ビジョン」(案)前年度報告済(再掲)	9	3	0
(仮称)寒川町暴力団排除条例の制定	8	1	0
	1	1	0

平成24年度

	提出意見数	人数	反映
寒川町廃棄物減量化、資源化及び適正処理等に関する条例の一部改正	25	4	3
さむかわ元気プラン第2期計画	20	2	6
寒川町立保育園の民設化方針	19	7	1
(仮称)湘南広域産業振興戦略	16	8	3
一般廃棄物処理基本計画の改定	5	1	2
寒川町スポーツ推進計画	4	1	0
寒川町指定地域密着型サービス、指定地域密着型介護予防サービスに係る基準を定める条例(案)	2	2	0

平成25年度

	提出意見数	人数	反映
寒川町歯及び口腔の健康づくり推進条例	26	2	12
寒川町地域防災計画	18	5	3
社会資本総合整備計画「全ての人にとって魅力ある寒川駅周辺地区の創出」事後評価シート	10	1	0
寒川町自転車等の放置防止に関する条例(案)及び同条例施行	1	1	0

平成26年度

	提出意見数	人数	反映
(仮称)健康福祉総合センター建設基本構想 ※	41	17	0
第6次寒川町行政改革プラン	18	8	2
寒川町スポーツ推進計画	12	4	1
寒川町障がい者福祉計画	10	1	0
寒川町国民健康保険条例の一部改正	6	2	0
第6次寒川町高齢者保健福祉計画	5	1	1
子ども・子育て支援事業計画	3	3	1
第5次寒川町高齢者保健福祉計画の施設整備計画の一部変更	1	1	0
寒川町住みよい環境を守り育てるまちづくり条例の一部改正	1	1	0
寒川町耐震改修促進計画の改定	0	0	0
寒川町火災予防条例の一部改正	0	0	0

※公共施設総合管理計画の策定後、見直し後の構想と合わせて公表する。(H29年度末で未策定)

平成27年度

	提出意見数	人数	反映
寒川町避難行動要支援者さずなプラン(避難支援全体計画)	16	5	0
第4次さむかわ男女共同参画プラン	12	1	1
寒川町みんなの地域福祉つながりプラン	9	2	0
『寒川 学びプラン』第3期実施計画	7	2	0

平成28年度

	提出意見数	人数	反映
湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画	14	3	0
寒川町プロモーション戦略	5	5	1
寒川町教育振興基本計画(改訂版)	12	1	0

平成29年度

	提出意見数	人数	反映
寒川町障がい者福祉計画(案)(第4次寒川町障がい者計画・第5期寒川町障がい福祉計画・第1期寒川町障がい児福祉計画)	7	3	0
茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設基本計画(素案) ※	23 (うち5)	5 (うち1)	0
寒川町子ども・子育て支援事業計画(改定版)(案)	4	4	0
寒川町一般廃棄物処理基本計画(改定素案)	0	0	0
寒川町スポーツ推進計画(後期)(案)	0	0	0
寒川町国民健康保険データヘルス・特定健康診査等実施計画(平成30~35年度)(案)	0	0	0
第7次寒川町高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)	0	0	0

※1市1町で実施したため、寒川町分を()内に記載。

平成30年度

	提出意見数	人数	反映
「茅ヶ崎市・寒川町広域消防運営計画(素案)」	18	10	1

(参考) H29 他市町村のパブリックコメントの状況比較

寒川町		人口	47,936	
素案名 等	提出意見数	人数	反映	
寒川町障がい者福祉計画(案) (第4次寒川町障がい者計画・第5期寒川町障がい福祉計画・第1期寒川町障がい児福祉計画)	7	3	0	
茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設基本計画(素案) ※	23 (うち5)	5 (うち1)	0	
寒川町子ども・子育て支援事業計画(改定)	4	4	0	
寒川町一般廃棄物処理基本計画(改定素案)	0	0	0	
寒川町スポーツ推進計画(後期)(案)	0	0	0	
寒川町国民健康保険データヘルス・特定健康診査等実施計画(平成30~35年度)(案)	0	0	0	
第7次寒川町高齢者保健福祉計画(介護保険事業計画)	0	0	0	

※1市1町で実施したため、寒川町分を()内に記載。

【平塚市】

人口 258,227

素案名 等	提出意見数	人数	反映	人口比 (/寒川)
見附台周辺地区土地利用計画一改訂整備方針	86	58	8	5.4
庁舎及び文化ゾーンにおける駐車場有料化個別計画	67	36	0	
ひらつか男女共同参画プラン2017	32	5	9	
平塚市環境基本計画	13	5	7	
平塚市公共施設再編計画	12	2	0	
将来構想「平塚市民病院Future Vision 2017-2025」	8	5	3	
平塚市都市マスタープラン(第2次)一部改訂	7	3	1	
平塚市さわやかで清潔なまちづくり条例の一部見直し	5	2	0	
平塚市総合計画平成29年度版実施計画	4	2	0	
平塚市都市計画公園・緑地の見直し方針	2	2	0	

【鎌倉市】

人口 173,019

素案名 等	提出意見数	人数	反映	人口比 (/寒川)
市民活動推進条例素案及び指針 ※	61	12	17	3.6
鎌倉駅西口駅前時計台広場の再整備に関する整備方針	40	9	0	
いわゆる「ごみ屋敷」対策を推進するための条例骨子及び不良な状態の判定基準	37	26	0	
第3期鎌倉市障害者基本計画及び第5期鎌倉市障害福祉サービス計画	35	未掲載	7	
第3次鎌倉市子ども読書活動推進計画素案	20	9	0	
鎌倉市生産緑地地区に定めることができる区域の規模に関する条例	8	6	0	
鎌倉市災害廃棄物処理計画	4	1	0	
鎌倉都市計画 都市計画公園・緑地の見直し	4	3	1	
鎌倉市農業振興ビジョン	2	2	0	
第3期鎌倉食育推進計画	2	2	0	

※指針は骨子のみで反映数17は「指針の中で具体化していく」という回答。

【茅ヶ崎市】

人口 239,348

素案名 等	提出意見数	人数	反映	人口比 (/寒川)
茅ヶ崎市総合計画第4次実施計画及び茅ヶ崎市経営改善方針（2017年度版）	149	15	7	5.0
茅ヶ崎市一般廃棄物処理基本計画（改訂）	46	7	1	
茅ヶ崎公園体験学習施設の管理運営の基本的な考え方	45	28	0	
茅ヶ崎市次期総合計画策定方針	32	20	0	
茅ヶ崎市教育基本計画第4次実施計画	31	4	0	
第5期茅ヶ崎市障害者保健福祉計画	31	5	2	
第2次ちがさき男女共同参画推進プラン後期事業計画	24	5	1	
茅ヶ崎市教育施設再整備基本方針	24	4	4	
茅ヶ崎市環境事業センター粗大ごみ処理施設整備基本計画	23	5	0	
第2期茅ヶ崎市国民健康保険データヘルズ計画	19	4	0	
第2次浜見平地区まちづくり整備実施計画	18	4	0	
茅ヶ崎市地域防災計画の修正について	18	3	1	
茅ヶ崎市重度障害者の医療費の助成に関する条例の一部改正の考え方	17	4	0	
第7期茅ヶ崎市高齢者福祉計画・介護保険事業	17	2	0	
茅ヶ崎市新型インフルエンザ等対策行動計画	16	2	0	
茅ヶ崎市重度障害者福祉手当に関する条例の一部改正の考え方	14	2	0	
旅館業法施行条例の一部改正の考え方	13	1	0	
茅ヶ崎市生産緑地地区の区域の規模に関する条例の考え方	10	3	0	
耐震性不足マンションの建替え促進に向けた高度地区の考え方	10	2	0	
浜見平地区まちづくり計画	8	3	0	
旧南湖院第一病舎等利活用基本方針	0	0	0	

【海老名市】

人口 130,190

素案名 等	提出意見数	人数	反映	人口比 (/寒川)
海老名市海老名駅自由通路設置条例の一部改	101	47	0	2.7
環境審議会中間答申「家庭系ごみ減量化策について」	66	30	0	
海老名市第四次総合計画 後期基本計画	9	2	0	
海老名市行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例の一部改正及び同条例施行規則の制定、並びに海老名市財産規則の一部改正	8	1	0	
海老名市連絡所等証明書発行体制再編計画	6	3	0	
海老名市中高層建築物の日影に関する条例	0	0	0	
海老名市海老名駅西口特定公共施設設置条例の一部改正	0	0	0	
海老名市景観推進計画の変更及び海老名市景観条例施行規則の改正	0	0	0	

【葉山町】

人口 32,096

素案名 等	提出意見数	人数	反映	人口比 (/寒川)
第7期介護保険事業計画	24	3	13	0.7
葉山町地域防災計画	16	7	1	
第2期葉山町健康増進計画・食育推進計画	16	3	0	
葉山町障害者福祉計画	11	3	3	
葉山町個人情報保護条例の一部を改正する条例	8	3	0	
葉山町下水道事業の設置等に関する条例	6	3	0	

【大磯町】

人口 31,550

素案名 等	提出意見数	人数	反映	人口比 (/寒川)
大磯町公共施設等第1期個別施設計画	14	5	1	0.7
第七期大磯町高齢者福祉計画・介護保険事業	7	2	1	
障がい者福祉計画（第5期障がい福祉計画・第1期障がい児福祉計画）	4	1	3	

【二宮町】

人口 28,378

素案名 等	提出意見数	人数	反映	人口比 (/寒川)
二宮町公共施設再配置・町有地有効活用実施	36	8	0	0.6
二宮町空家等対策計画	6	3	0	
第2次にのみや男女共同参画プラン改定版	4	1	0	
二宮町公園統廃合計画	4	3	1	

【愛川町】

人口 40,343

素案名 等	提出意見数	人数	反映	人口比 (/寒川)
第5期愛川町障がい福祉計画・第1期愛川町障がい児福祉計画（サービス等プラン）	0	0	0	0.8
第7期愛川町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	0	0	0	
第2次愛川町生涯学習推進プラン後期基本計画	0	0	0	
第2次愛川町男女共同参画基本計画後期基本計	0	0	0	

～夢・希望あふれる「寒川町」まちづくりを目指して～
寒川町まちづくりに関するアンケート調査結果



寒川町まちづくり推進会議
(まちづくりワクワク委員会)

平成28年6月

【設問】

- 問 1 回答者ご自身についてお答えください
・性別 ・年齢 ・職業 ・居住年数 ・お住いの地域
- 問 2 寒川町に自治基本条例が定められていることを知っていますか。
- 問 3 町では計画策定時や条例制定時などに、町民の皆さんが参画する機会として、町民の皆さんの意見をより広く募集し、意見反映の機会を設けるために、パブリックコメント（町民意見の公募）を行っていますが、知っていますか。
- 問 4 町では審議会等（町に関することの検討を行う様々な会議）へ町民の皆さんに参画していただくため、公募委員を募集していますが、このような制度を知っていますか。
- 問 5 自治基本条例では「協働」について定義していますが、「協働」という言葉を知っていますか。
- 問 6 子育て中の皆様にとって必要な情報は町から得られていますか。
- 問 7 全問で1および2（十分得られている・ある程度得られている）と答えた方にお聞きします。必要な情報は次のうち、どの方法で得られていますか。
- 問 8 まちづくりへの参画や協働に興味・関心がありますか。
- 問 9 自治基本条例や協働について理解を深めていただくために、平成27年8月に「協働PRチラシ」を全戸配布しましたが、知っていますか。
- 問 10 次の団体（自治会・子ども会・PTA等）のうち、これまで活動に参加されたことのある団体等をAの回答欄に、今後活動してみたい団体等をBの回答欄に数字をお書きください。
- 問 11 自分の子や孫が寒川町に住むとしたら、町に特に力を入れて欲しいのはどのような地域づくりに向けての取り組みですか。
- 問 12 子どもがまちづくりへ参加するためには、何が重要だと思いますか。
- 問 13 保護者である皆さんが、まちづくりや町民活動に参加するために、最も必要なことは何だと思いますか。ご自由にお書きください。

■ アンケート調査結果の概要 ■

■ 調査対象者および抽出方法

町内小学校及び、中学校の保護者の一部（各学年1クラスを抽出）の方を対象
1249名の児童及び生徒へ配布。（調査が重複した場合は、一方の回答で可とした。）

■ 調査方法

各学校へアンケートを直接配布し、郵送による回収

■ 調査期間

平成28年2月24日（水）～3月2日（水）
※旭小学校は、平成28年2月29日（月）～3月5日（金）

■ 回答結果

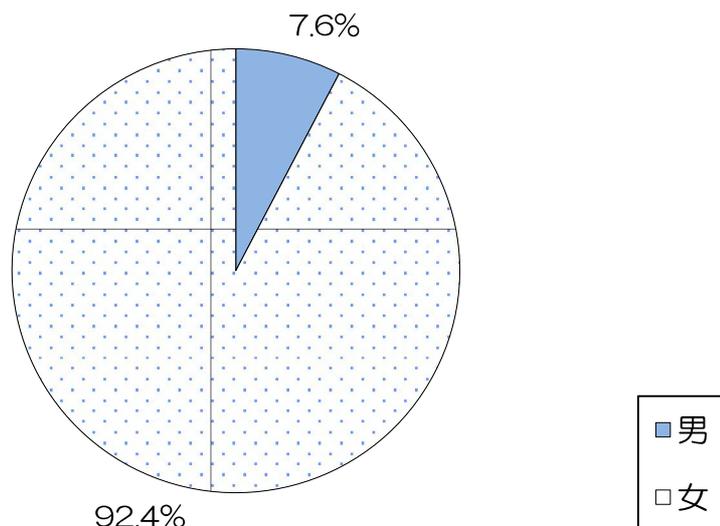
配布数：1249
回収数： 561
回収率：44.9%

■ 調査結果の見方

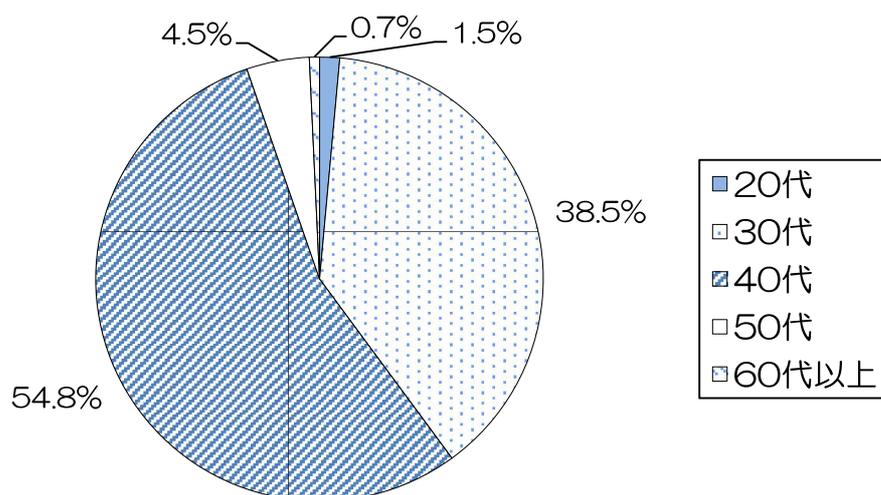
- (1) 無回答は表示していないため、足し合わせても全体と一致しない場合があります。
- (2) 調査結果の%表記については、小数第2位を四捨五入した値であるため、合計が100%にならない場合があります。
- (3) 【年齢別】について、各設問と年齢のクロス集計をしており、年齢を無回答とした方の回答は表示していないため、全体と一致しません。
- (4) 図表中の「n」は回答数を示しています。
- (5) 単数回答の設問で、複数回答をされた場合、回答のうち、若い番号で集計をしています。
また、問10について回答欄に記入されていない場合、判断がつかないため「無回答」としています。

問1 回答者ご自身についてお答えください。

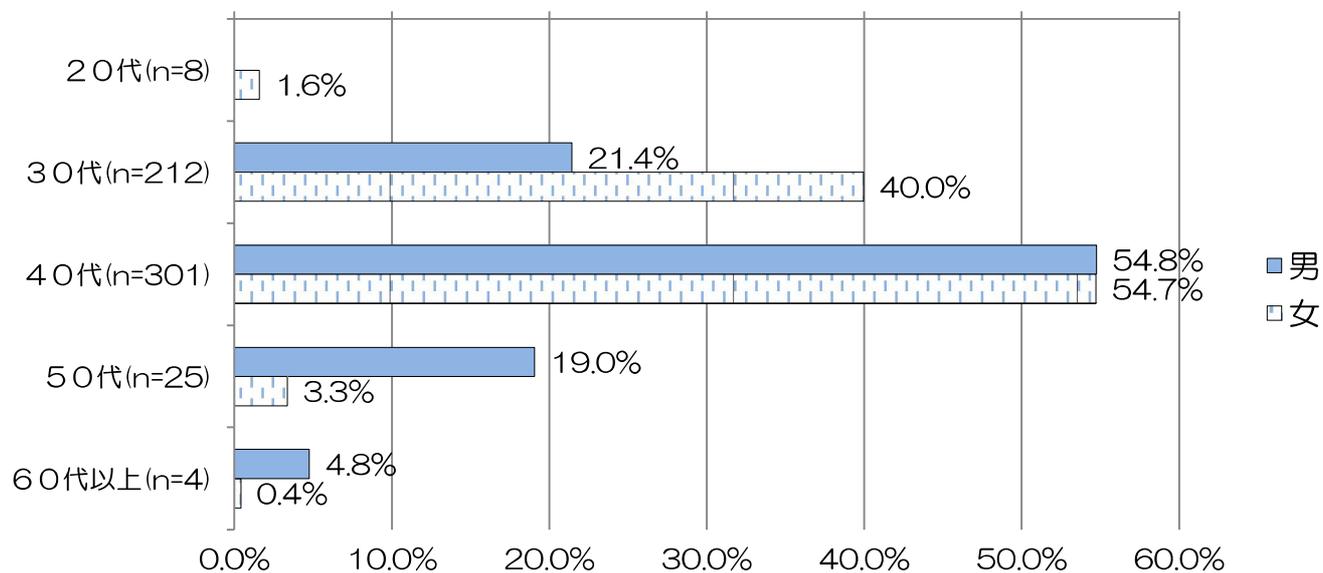
■性別 (n=550)



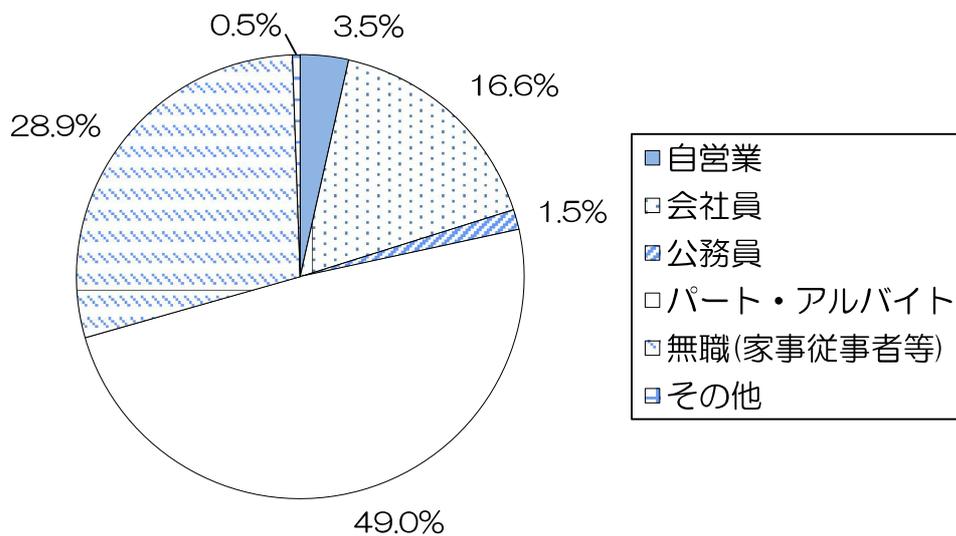
■年齢 (n=551)



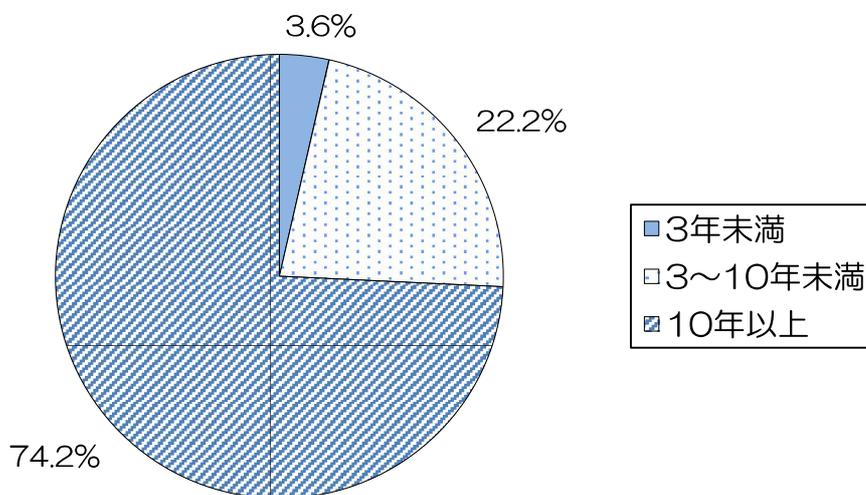
■性別・年齢



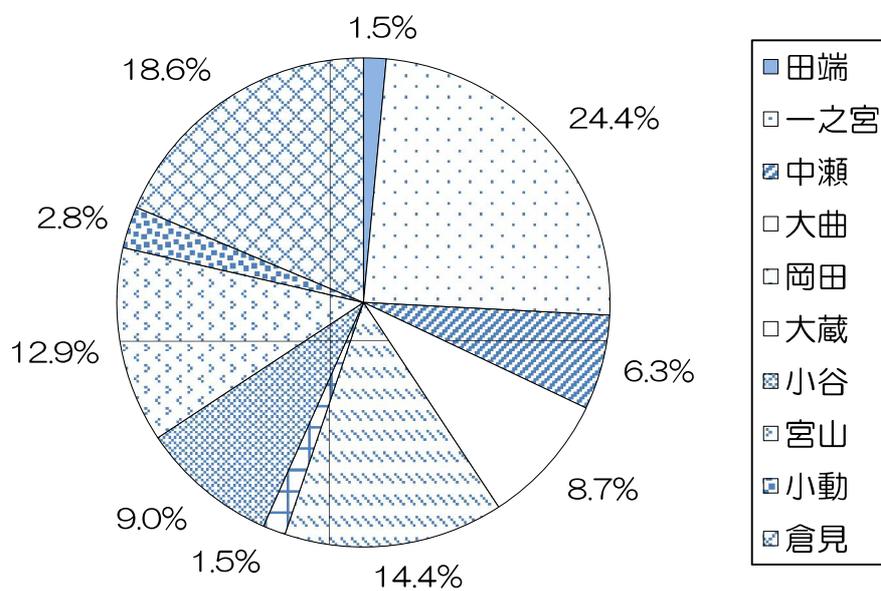
■職業 (n=547)



■居住年数 (n=532)

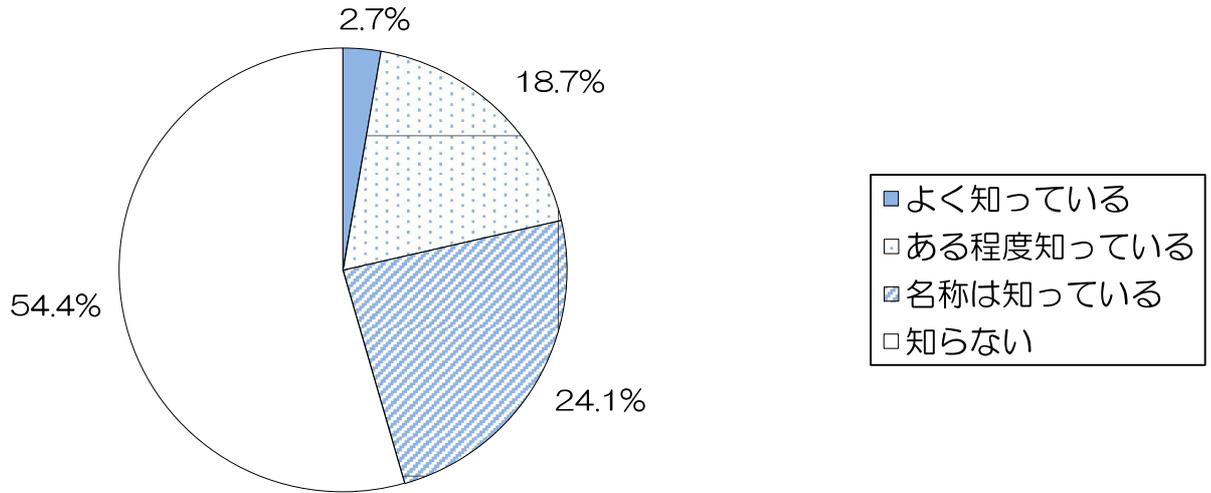


■お住まいの地域 (n=542)

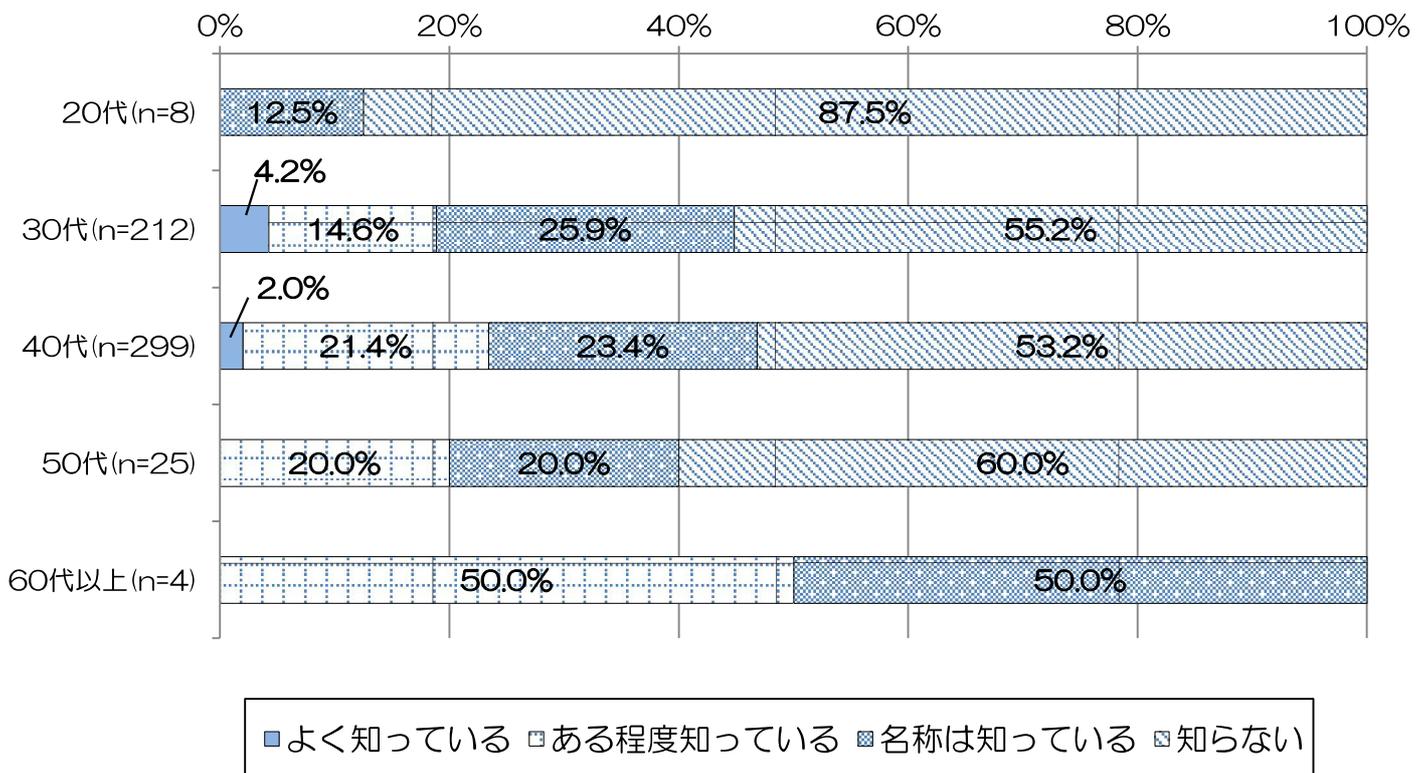


問3 町では計画策定時や条例制定時などに、町民の皆さんが参画する機会として、町民の皆さんの意見をより広く募集し、意見反映の機会を設けるために、パブリックコメント（町民意見の公募）を行っています。知っていますか。（1つだけ〇）

【全体】（n=551）



【年齢別】



「知らない」という回答が過半数を占めています。年齢別では、20代～50代で「知らない」という回答が最多を占めた一方、60代以上では「知らない」という回答はなく、「ある程度知っている」、「名前は知っている」という回答が半数ずつとなりました。

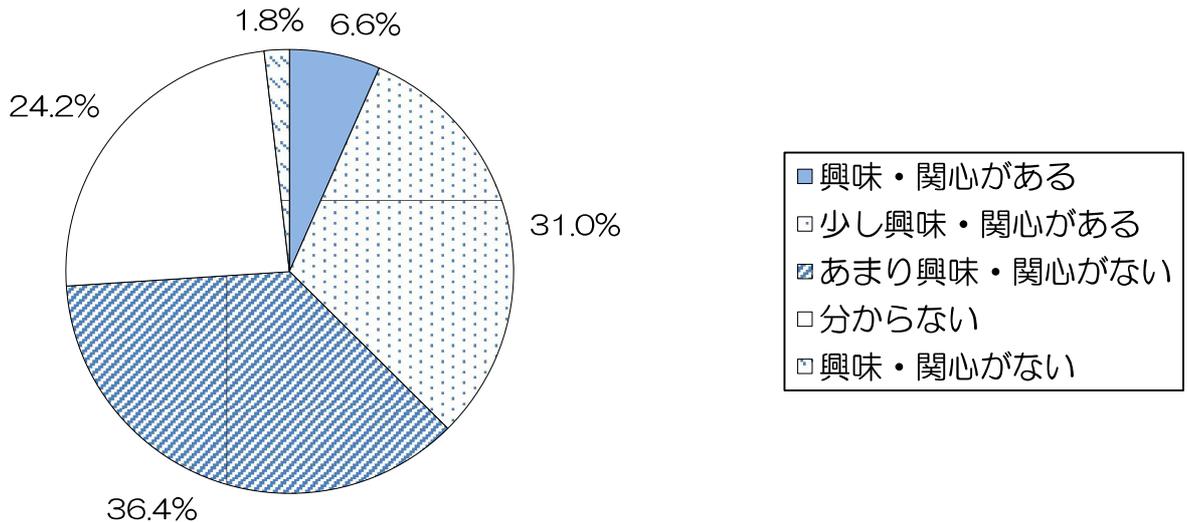
「その他」の回答

タウンニュース（2）、封書や葉書、学校からの配布物、すきっぷ（6）、ポストのチラシ、郵便、町役場での相談、問い合わせにて、公民館にあるチラシや張り紙、ポスター、予防注射は病院で、健康管理センターや子育て支援センター、書類

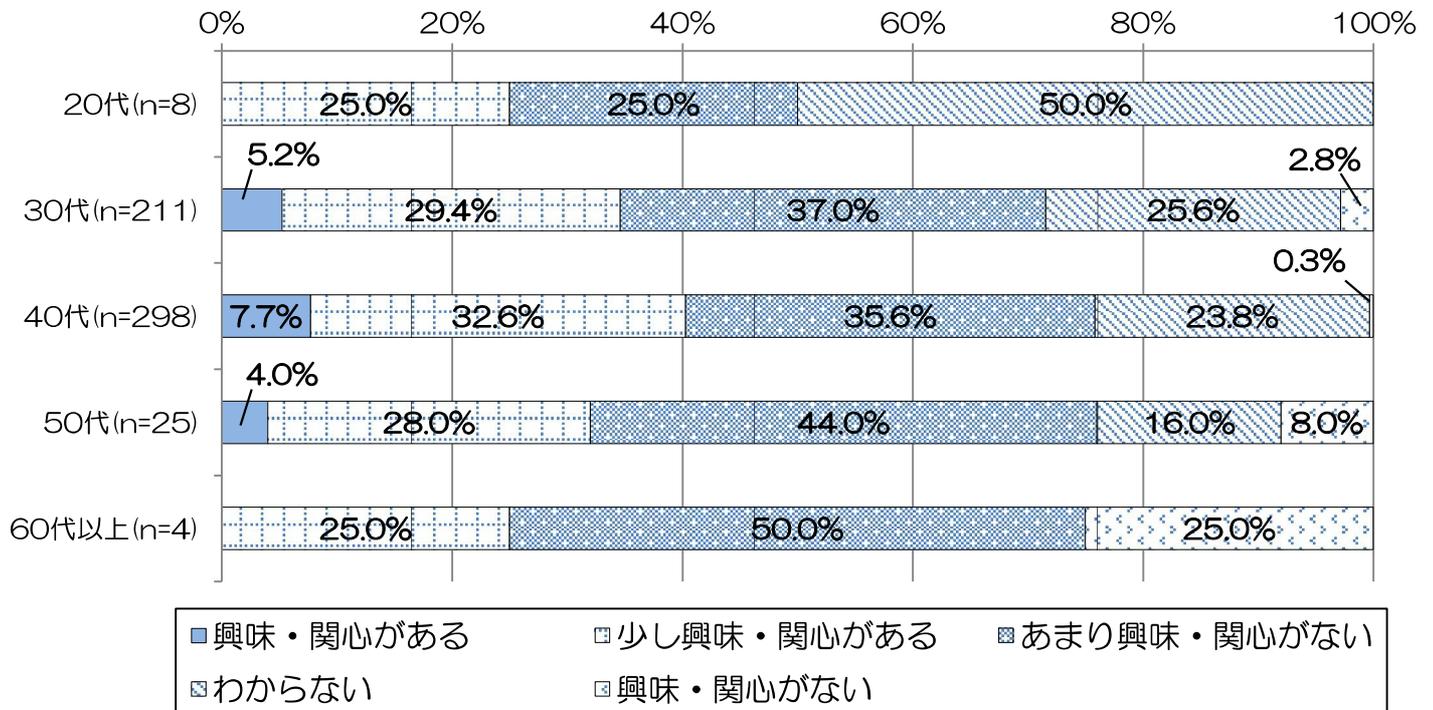
どの世代でも、「広報さむかわ」が最多の回答となりました。また、20代、30代でも「町ホームページ」や「ツイッター」などインターネットを使って情報を得るよりも、「広報さむかわ」「自治会回覧」など紙媒体によって情報を得る傾向があるようです。

問8 まちづくりへの参画や協働に興味・関心がありますか。（1つだけ〇）

【全体】（n=549）



【年齢別】



「興味・関心がない」の理由

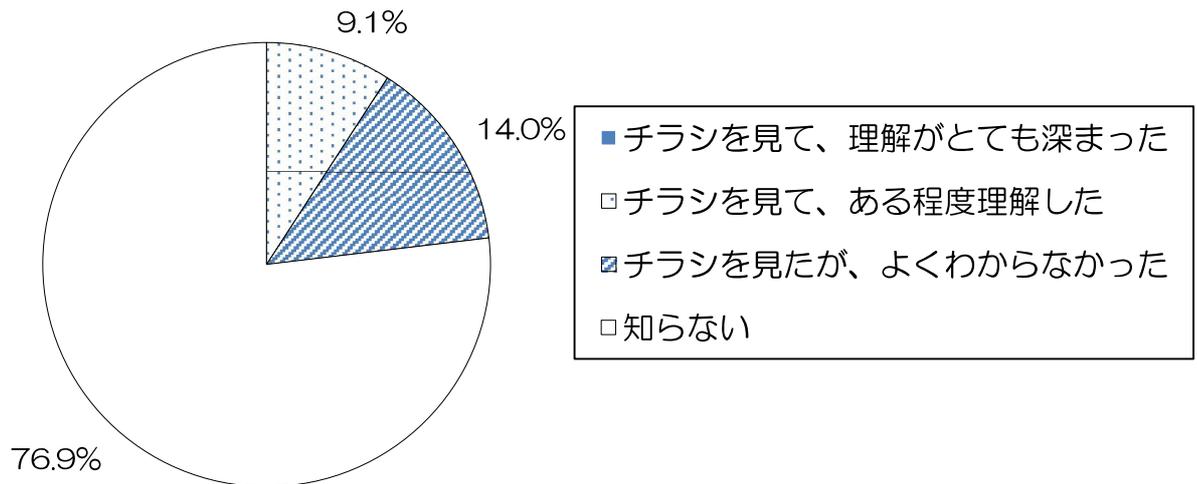
- ・要望を伝えても実行されないと思うと、だんだん興味が無くなる。
- ・寒川町まちづくりの方向性がよく分からない。
- ・参画や協働としていますが、名前だけの様な気がする。
- ・10年住んで何一つ住みやすく変わった所がない。

- ・チラシを配布されても読まなければ、興味がでない。子育て中なので忙しくて読んでいる暇がない。
- ・今何をやっているのか全く分からない。町長が学童に対して「なぜ、祖父母が見る事が出来ないのか」という発言をした事があり、信頼していない。祖父母がいたら学童に預ける訳がない。
- ・あまり時間が無い為。

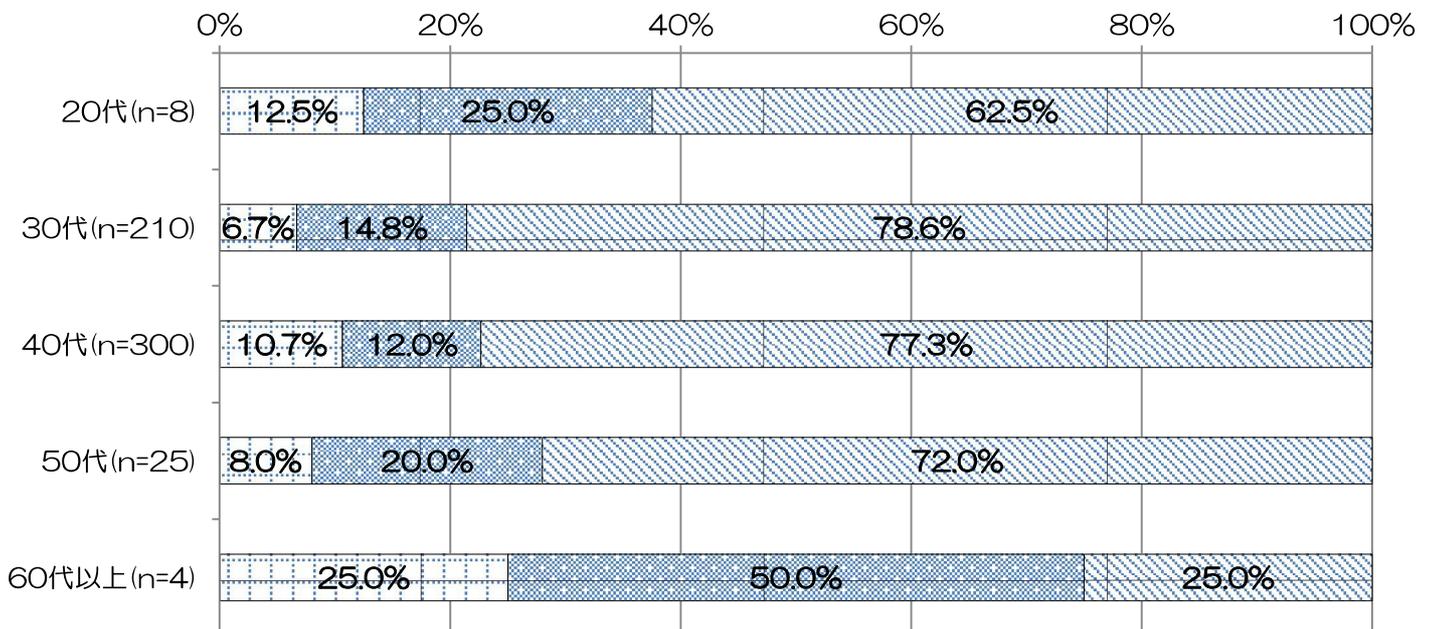
「あまり興味・関心がない」が最多となりました。また、年齢が上がっていくにつれて、「あまり興味・関心がない」の割合が高くなる傾向もありました。

問9 自治基本条例や協働について理解を深めていただくために、平成27年8月に「協働PRチラシ」(※4)を全戸配布しましたが、知っていますか。(1つだけ〇)

【全体】(n=550)



【年齢別】



- チラシを見て、理解がとても深まった
- ▨ チラシを見て、ある程度理解した
- ▩ チラシを見たがよくわからなかった
- 知らない

「知らない」が最多の回答を占めました。20~50代で「知らない」が過半数を占めた一方で、60代では「チラシを見たがよくわからなかった」が過半数になりました。

○パブリックコメント制度見直しに係る論点整理表

	現況	要因・課題	見直し案	今後の方向性・改善の方策
<p>素案作成段階</p>	<p>計画（案）の作成段階で公募委員の意見やアンケート等を実施し、町民の意見の反映に努めている。</p>	<p>町民の意見を集める方法としてはほかにも方法があり、活用する余地がある。</p>	<p>個別のパブリックコメントの他にアンケートや「わたしの提案」（町長への手紙）など多岐にわたって町民の意見を集約している。これまでの多岐にわたる集約データを分類活用する。データ化して庁内の各部署が共有できると良い。 例）「わたしの提案」 H29年度 件数98件、年齢層も幅広い提案・意見・要望など69件（約70%）</p>	<p>「わたしの提案」（町長への手紙）の提案内容については、内容およびその分類・集計結果が町ホームページで閲覧できるように、必要な要望や単なる苦情が相当数含まれており、建設的な意見は僅少であると認識している。すべてをデータベース化するのには効果が小さいかもしれない。</p>
<p>パブリックコメントの認知率 よく知っている : 45.5% ある程度知っている : 54.4% 知らない</p> <p>※四捨五入のため合計100%にならない</p>	<p>パブリックコメントの認知率 よく知っている : 45.5% ある程度知っている : 54.4% 知らない</p> <p>※四捨五入のため合計100%にならない</p>	<p>広報・HPなどで寒川町のパブリックコメント制度について随時PRする。協働マニキュアルや概要版の改訂時に「パブリックコメント」や「意見集約」などについて記載する。</p> <p>パブリックコメント制度の仕組みを広報で詳しく載せる</p> <p>現在、8公共施設で配架し、周知を図っているが、人目につかないことが考えられる。閲覧場所や配架箇所の見直しを行う。</p>	<p>タウンニュースの方が関心が高いかもしれないが、広報誌と二重に取り組む負担があり、発信量が2倍になるからといって、効果も2倍になるとは考えにくいので、広報誌による周知啓発に集約したい。</p> <p>協働をテーマにした広報特集は定期的実施している。パブリックコメントに特化した内容も考えられる。概要版に盛り込むことは簡潔さを追求するため見送るべきと考ええるが、パブリックコメントの意義について広報誌の特集、HPでの情報発信は推進したい。</p>	
<p>周知</p> <p>世代間による認知率の格差 パブリックコメントを「知らない」割合 20代 (n=8) : 87.5% 30代 (n=212) : 55.2% 40代 (n=299) : 53.2% 50代 (n=25) : 60.0% 60代 (n=4) : 0%</p>	<p>50代以下の町政への関心は薄いのではない。 60代以上についても知っているという回答は高いが、意見提出にまでは至っていない。</p> <p>誰に意見をいつてももらいたいのかが見えにくく、「自分に関わるもの」という当事者意識が薄い。</p>	<p>若い世代はじっくり広報誌などを読むことは難しい。時間を割いてでも読みたい魅力的な内容にし、アピールしてみようか。</p> <p>「みなさんの意見をお待ちしています」ではなく、特に「誰に」みてほしいのかをはつきりさせる。 「今回の案に対して特にご意見を頂きたいのは、本施策によって影響を受ける〇〇地域の〇〇歳から〇〇歳の子育て世代/男性/女性/寒川町への通勤者、など、セグメント化する。</p>	<p>★『魅力的な内容』を定義するのは難しいが、フォーマット作成により、情報量を簡潔にまとめ、見やすい表現を追求することを目指す。 ★フォーマットのなかで、対象（影響が大きい）者を特定できる場合は明示するように改善をはかりたい</p>	

	現況	要因・課題	見直し案	今後の方向性・改善の方策										
	<p>世代間による認知率の格差 パブコメ制度を「知らない」割合</p> <table border="1"> <tr><td>20代 (n=8)</td><td>: 87.5%</td></tr> <tr><td>30代 (n=212)</td><td>: 55.2%</td></tr> <tr><td>40代 (n=299)</td><td>: 53.2%</td></tr> <tr><td>50代 (n=25)</td><td>: 60.0%</td></tr> <tr><td>60代 (n=4)</td><td>: 0%</td></tr> </table> <p>傾向として、ごみの有料化や公共施設の新設に関する計画では、意見提出数が多い。</p>	20代 (n=8)	: 87.5%	30代 (n=212)	: 55.2%	40代 (n=299)	: 53.2%	50代 (n=25)	: 60.0%	60代 (n=4)	: 0%	<p>誰に意見をいつてもらいたいのかが見えにくく、「自分にかかわるもの」という当事者意識が薄い。</p> <p>身近なことや賛否がはっきりしたものについては意見がはつきりしやすいと考えられる。</p> <p>内容が専門的で難しい、あるいは文量が多く、意見がしにくい可能性がある。</p>	<p>「この案は「半完成品」です。あなたの意見で「完成品」にしてください」など、PRの仕方を複数試みて反応がよい情報の出し方を検討する。</p> <p>同様に、どのターゲット層へのアプローチはどのチャネル（広報媒体）がいいのか、について検討を行う必要がある。</p> <p>内容の難しい計画については、事前説明会の実施や、案件の重要性などについて広報等を通して早めにPRを始める。</p> <p>意見を提案しやすいものを優先的にPRする。一度、意見提出してくれた人は次につながる可能性がある。</p>	<p>★ターゲットを特定する点では上記内容により改善をはかりたい。</p> <p>★案件の優しい・難しいの判断基準を定めることは難しいが、広報誌・概要版の表現を工夫し、目につくようにするとともに資料の充実により理解度の改善を図り、フォーミュラやマニュアルに盛り込むようにしたい。</p> <p>意見のしやすさをどのように判別するかという問題もあるが、意見しやすさをとくにPRに差をつけることは不適切と考える。</p>
20代 (n=8)	: 87.5%													
30代 (n=212)	: 55.2%													
40代 (n=299)	: 53.2%													
50代 (n=25)	: 60.0%													
60代 (n=4)	: 0%													
期間中	<p>他市町村と比較すると、制度的にも大きな違いはなく、突出して意見数が多い自治体はない。</p>	<p>資料を読み解くには内容が難解で量が多いので意見を出すには時間と労力を要する。</p>	<p>専門的な内容に関して、誰でもわかるように解説を入れる。</p> <p>わかりやすく身近に感じられる内容にする。</p> <p>難解な内容を紐解くことにも限界があり、多くの意見（件数）を求めても増やすことは困難と思われる。パブコメ手続きをすする計画（案）を精査し、計画を通すための通過儀礼としない。（規則にパブコメを行わないで計画を策定する場合のことが明記されている）</p> <p>意見を多く求めるには説明会など開催が必要。</p> <p>その案件に興味があるNPOやボランティアに意見を求める原案を示すことなどで内容の濃い意見が得られると思う。併用するとよい。</p>	<p>★丁寧にするればするほど分量が多くなり読みにくい側面も考えられる。概要版等の内容は簡潔さを優先し、配架・HIPで公開する全体資料で専門的な内容は丁寧に解説を入れるように整理したい。</p> <p>★具体的にはどういうことに留意するか。フォーミュラやマニュアル作成に際してアイデアの補足をいたしたい</p> <p>説明会の開催は、内容をかみ砕いて説明できるところや、その場で意見集約が出来る点で有効と考える。説明会を開催すべき案件を限定するなどの対処をすべきか。すべきならどのようにするか検討したい。</p> <p>公募委員による審議会で一定の成果と見るか、計画案を作る段階でパブコメではない別の手法で意見聴取を試みるか検討したい。</p>										

現況	要因・課題	見直し案	今後の方向性・改善の方策
<p>他市町村と比較すると、制度的にも大きな違いはなく、突出して意見数が多い自治体はない。</p>	<p>資料の分量が多く、内容も難しいため、読み終えるまでに時間がかかる</p>	<p>回答期間が短い可能性</p> <p>回答時期が年末年始と重なり、意見しにくい。時期を前倒しする。</p>	<p>現行1か月以上という期間の基準には、ある程度の妥当性があると考えられる。例えば、期間を2倍に延長したとしても回答数が2倍になるとは考えにくいことから特段の変更は不要と考える。</p>
<p>案をつくる段階で住民参加等によってすでに多くの意見が取り込まれ、「丸められた」案となっている。そのため意見がだしづらい。</p>	<p>計画案に意見するための足掛かりがない。</p> <p>案に対して、目を通していいのか、通していかないのかわからない。</p>	<p>何が論点であったのかや異なる意見や少数意見を併記することにより、案をまとめるに至った過程を見せ、「自分ならどう考えるか」という点から意見をだしてもらおうようにする。</p> <p>「意見なし」も重要な「意見」。案に目を通す際の意見無しなのか、情報が届いていないのかを峻別する仕組みが必要。オンライン上は難しくないと考えます。</p>	<p>★概要版等に「計画の要点」などとして示すことで内容を明瞭にするなど、フォーマットの内容に盛り込みたい。</p> <p>★フォーマットと併せてマニュアル整備を進め、概要版の減り方、HPアクセス数の集計により数値化を図るとともに、計画案に「賛成」が出来るよう回答様式の改定を行う。</p>
<p>海老名市「家庭系ごみ減量化策について」では、自治会への説明会を実施し、このほか1,081件の意見が集まっている。</p>	<p>パブリックコメント制度と併用することで多くの意見を集めることができる。</p>	<p>回答の簡略化 選択方式(賛否の二択にし、特に否の場合はどこが否なのか記述してもらう)</p> <p>住民説明会を実施する。</p>	<p>★上記同様</p> <p>住民説明会の開催を要する案件に基準などを設けるか、負担と効果の面から、他の手法でメニューとして例示出来るものがあれば検討したい。</p>
<p>提出意見数は減少傾向にある。</p>	<p>反映される意見数の少なさや反映される点も語句の変更が中心となるため、関心をもつ町民の意欲を削いでしまっている可能性がある。</p>	<p>関心をもってもらえるようにもつと意見を一部でも反映する。</p> <p>いただいた意見に対して反映できたものやできなかったものを含めてフィードバックできたのか？反映できなくともできない理由を含めてフィードバックが必要。聞きっぱなしでは意見がもたらえなくなる。</p>	<p>悪意を持った意見を排除できないため、すべての反映は難しい。</p> <p>規則に鑑みて内容を公表しないものを除いては、回答するようになっている。マニュアルにも示すように対応をする。</p>

期間
中

結果の公表	現況	要因・課題	見直し案	今後の方向性・改善の方策
	<p>提出意見数は減少傾向にある。</p>	<p>反映される意見数の少なさや反映される点も語句の変更が中心となるため、関心をもつ町民の意欲を削いでしまっている可能性がある。</p> <p>町からの回答までに時間がかかると、その間に関心を失ってしまい、次のパブコムでは意見を提出しない。</p>	<p>公表ではなく、意見提出者本人に直接回答する。</p> <p>まとめた内容を町民に報告する場を設ける。</p> <p>パブコムコメント終了から回答期間までの現状1か月半から2か月という期間を短縮し、よりスピーディーな回答を行う</p>	<p>個別回答の可否については、件数によっては可能かもしれない。パブリックコメント制度の目的を考えると公表は必要と考える。</p> <p>少人数であれば、あまり意味がない。説明会というかたちでは難しいかもしれない。</p> <p>回答の作成や庁議等の内部作業があるため極端な短縮は難しいが、スピーディーな回答が出来るよう努力したい。</p>

全体資料の閲覧方法

「〇〇〇〇〇〇〇」の資料全編は、寒川町のホームページからご覧いただけます。寒川町 〇〇〇〇〇〇〇〇 で検索

◆ <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/>

▶QRコードはこちら



※次の場所で冊子資料を閲覧できます。

- ・役場本庁舎 ・シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館) ・北部公民館 ・南部公民館
- ・健康管理センター ・寒川町町民センターおよびセンター分室 ・寒川総合図書館

ご意見の提出方法について

次のいずれかの方法にて下記事項により、ご意見をお寄せください。

- ①郵 送：右下部の問合せ先まで送付ください
- ②FAX：0467-74-0000
- ③メール：〇〇〇〇@toen.samukawa.kanagawa.jp



▶メールQRコードはこちら

- ④担当課へ持参
受付時間：土日祝日および年末年始を除き、午前8時30分～17時15分まで

(宛先)：寒川町役場〇〇部〇〇課〇〇担当

(記入事項)

以下の項目をご記入ください。意見書の様式は書面・メールとも任意のものでかまいません。

- ① 氏名
- ② ご住所（町外在住の方は勤務先・通学先を併せて記入願います）
- ③ 各設問へのご意見
A：〇〇についてどのように感じられますか
B：〇〇についてどのように感じられますか
C：その他自由意見

※回答用紙の設問項目によって書き換えてください。

(募集期間)

令和〇年〇月〇日(〇)～〇月〇日(〇)

いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「〇〇〇〇〇〇〇〇」の参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。個別の回答は致しかねますのでご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限って使用し、「寒川町個人情報保護条例」に従い適正に管理いたします。

お問合せ先

寒川町役場〇〇部 〇〇課〇〇担当

住 所 〒253-0196
寒川町宮山165番地

電 話 0467-74-1111

FAX 0467-74-0000

「高座」のこころ。

高座郡さむかわ



寒川町〇〇〇〇〇〇〇〇 (案)

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント

(町民意見の公募)

概要版

(意見募集期間)

令和〇年〇月〇日(〇) ～ 〇月〇日(〇)まで

資料は原則A3裏表1枚(A4で4ページ)の文量が基本。極力1ページ目で計画の概要を明示することとしてください。

- ・目的・基本的な考え方
- ・計画のメリット、デメリット
- ・計画のポイント(何が変わるのか、具体的な影響を示す)
- ・影響の大きい町民の属性(どんな町民に見て欲しいか)

上記要素を抑えるような構成を心掛けましょう。

1ページ目の表題部と4ページ目の記載内容は、必要以上の編集は原則として行わず、定型のものとして使用することとし、詳しい資料(全体資料)への案内として下記の文面を資料内に示すようにしてください。

※本資料は概要版です。より詳しい内容は全体資料をご覧ください。

(本資料の最終ページをご参照ください)

★この2ページ目および3ページ目で表やグラフ、写真などを織り混ぜて要点を絞った補足資料を付け、

理解を深められる資料となるように心がけることとする。



寒川町○○○○○○○○ (案)

寒川町自治基本条例に基づくパブリックコメント

(町民意見の公募)

回 覧

(意見募集期間)

令和○年○月○日(○) ~ ○月○日(○)まで

資料は原則A3裏表1枚(A4で4ページ)の文量が基本。
極力1ページ目で計画の概要を明示することとしてください。

- 目的・基本的な考え方
- 計画のメリット、デメリット
- 計画のポイント(何が変わるのか、具体的な影響を示す)
- 影響の大きい町民の属性(どんな町民に見て欲しいか)

上記要素を抑えるような構成を心掛けましょう。

1ページ目の表題部と4ページ目の記載内容は、必要以上の編集は原則として行わず、定型のものとして使用することとし、詳しい資料(全体資料)への案内として下記の文面を資料内に示すようにしてください。

※より詳しい内容は裏面をご参照のうえ全体資料をご覧ください。

資料全編の閲覧方法

「〇〇〇〇〇〇〇」の資料全編は、寒川町のホームページからご覧いただけます。

寒川町 〇〇〇〇〇〇〇〇 で検索



◆ <http://www.town.samukawa.kanagawa.jp/> ▶QRコードはこちら

※次の場所で冊子資料を閲覧できます。

- ・役場本庁舎 ・シンコースポーツ寒川アリーナ(寒川総合体育館) ・北部公民館 ・南部公民館
- ・健康管理センター ・寒川町町民センターおよびセンター分室 ・寒川総合図書館

いただいたご意見について

お寄せいただいたご意見は、「〇〇〇〇〇〇〇〇」の参考にさせていただくとともに、町の考え方と併せてホームページ上で公表いたします。また、個別の回答は致しかねますので、ご了承ください。

また、ご意見の提出に際して取得したメールアドレス等の個人情報は、本パブリックコメント手続きに限り使用し、「寒川町個人情報保護条例」に従い適正に管理いたします。

ご意見の提出方法について

次のいずれかの方法にてご意見をお寄せください。

- ① 郵 送：左下の問合わせ先へ郵送ください
- ② F A X：0467-74-0000
- ③ メール：〇〇〇〇@toen.sam
kanagawa.jp



▶メールQRコードはこちら

- ④ 担当課（問合わせ先）へ持参
受付時間：土日祝日および年末年始を除き、午前8時30分～17時15分まで

(記入事項)

以下の項目をご記入ください。意見書の様式は、書面・メールとも任意で構いません。

- ① 氏名
- ② ご住所（町外在住の方は勤務先・通学先を併せて記入願います。）
- ③ 各設問へのご意見

A：〇〇についてどのように感じられますか
B：〇〇についてどのように感じられますか
C：その他自由意見

(募集期間
令和〇年〇月〇日(〇)～〇月〇日(〇))

お問合せ先

寒川町役場〇〇部 〇〇課〇〇担当

住 所 〒253-0196
寒川町宮山165番地

電 話 0467-74-1111

F A X 0467-74-0000

「高座」のこころ。

高座郡さむかわ

〇〇〇〇（案）
意見提出用紙（案）

氏名（名称）

住所（所在地）

連絡先（電話）

★本内容に賛成の方は右文字を○で囲んでください。 賛成

勤務先または通学先（住所が町外の方のみ記入）

※意見を提出される時は、上記の内容をご記入ください。（寒川町パブリックコメント手続きに関する規則第6条第6項）

※提出いただいた方の個人情報については、この募集事務以外には使用しません。

【〇〇について、どのように感じられますか】

【〇〇について、どのように感じられますか】

【その他ご意見等ありましたらお寄せ下さい】

（裏面もご利用ください）

※この用紙（表裏）に書ききれない場合は、別紙（任意の様式）を付けてください。

◆意見の提出期限：令和元年12月31日（火）まで

Web 版の資料はこちらへ

▶ <http://xxxxxxxxxxxxxxxxxxxx.jp>



<問い合わせ先・意見提出先>

寒川町町民部 協働文化推進課 協働担当

住所：寒川町宮山165

mail：kyoudou@town.samukawa.kanagawa.jp

Tel：0467-74-1111（内線271） / FAX：0467-74-9141

※資料持ち出し不可としています

寒川町〇〇〇〇計画(案)
パブリックコメント実施結果

- 1 募集期間 令和元年 7 月 1 日（月）～令和元年 7 月 31 日（水）
（31 日間）
- 2 資料配布場所 寒川町役場 1 階ロビー、寒川町民センター、同センター分室、
北部文化福祉会館、南部文化福祉会館、寒川総合体育館、寒川
総合図書館、寒川町健康管理センター、町ホームページ（閲覧）
- 3 意見の提出状況等 意見提出者数 〇名
※意見の応募対象者であるか不明である方 〇名
意見総数 〇〇件（内訳別記）
- 4 内訳別意見件数

意見の内容	意見数	ページ
その他の意見		—
合計		

※ 各意見の内容は別紙資料「」の該当ページをご覧ください。

- 5 この「パブリックコメント実施結果」については、次の場所で掲示しています。
寒川町役場 1 階ロビー、寒川町民センター、同センター分室、北部文化福祉会館、
南部文化福祉会館、寒川総合体育館、寒川総合図書館、寒川町健康管理センター
また、町ホームページでも閲覧することができます。
本パブリックコメントにご協力いただきまして、ありがとうございました。

<p>お問い合わせ先：寒川町 町民部協働文化推進課 協働担当 電話 0467(74)1111 内線 271 FAX 0467(74)9141 E-mail kyoudou@town.samukawa.kanagawa.jp</p>

	案中該当ページ	旧	新
修正No.1	P7	<p>庁舎施設の概要 本庁舎施設の概要は表 1-5のとおりである。</p>	<p>○追加 庁舎施設の概要 本庁舎施設の概要は表 1-5のとおりである。 また、設計にあたってはユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、どなたにも快適に利用している。</p>
修正No.2	P15	<p>庁舎施設の役割 (1)災害時の拠点としての役割 震度7級以上の大規模地震を想定した災害時拠点としての機能を果たすことを想定した設計</p>	<p>庁舎施設の役割 (1)災害時の拠点としての役割 震度7級以上の大規模地震や、大型台風等による風水害を想定した災害時拠点としての機能を果たすことを想定した設計</p>